

地域管理経営計画の概要

山口森林計画区（山口県）

1 森林計画区の概況

国有林野面積は4,107haであり、山口市北東部に比較的大きな団地があり、山口市北西部に小面積の団地が点在しています。



計画区内の総土地面積に占める国有林野の面積割合は2%、森林面積に占める割合は3%となっています。国有林野のうち95%が水源かん養保安林に指定されており、重要な水源涵養機能の一端を担っています。

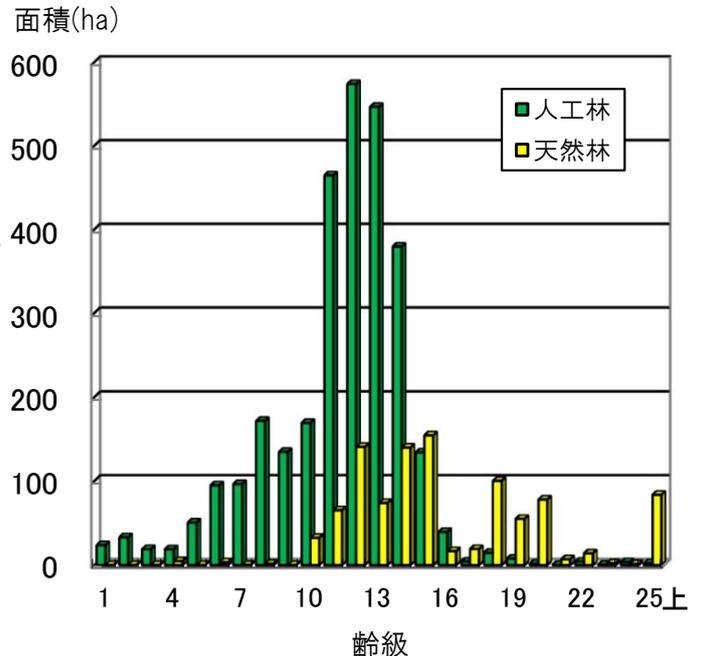
森林資源のうち国有林野の面積（林地）の75%が人工林であり、公益的機能の高度発揮を図りつつ、木材の安定供給に努めることとしています。

本計画区の一部は「長門峡県立自然公園」に指定されており、渓谷など豊かな自然景観を有し、ハイキングや紅葉見物など森林を利用した保健休養の場として多くの人々に利用されています。

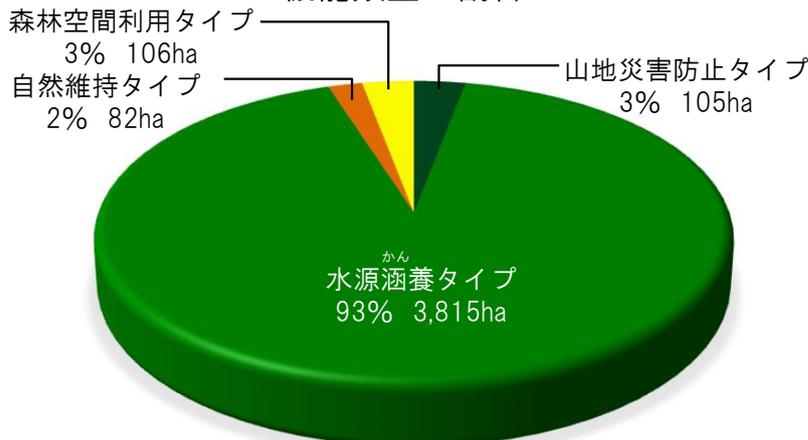
森林計画区内における森林面積の割合



齢級別面積



機能類型の割合



- 注1 各データは令和6年現在。
 注2 四捨五入等により内訳と合計が合わない場合がある。
 注3 齢級とは、5年をひとくりにし、林齢1～5年生を1齢級、6～10年生を2齢級、以下、3齢級、4齢級と続く。

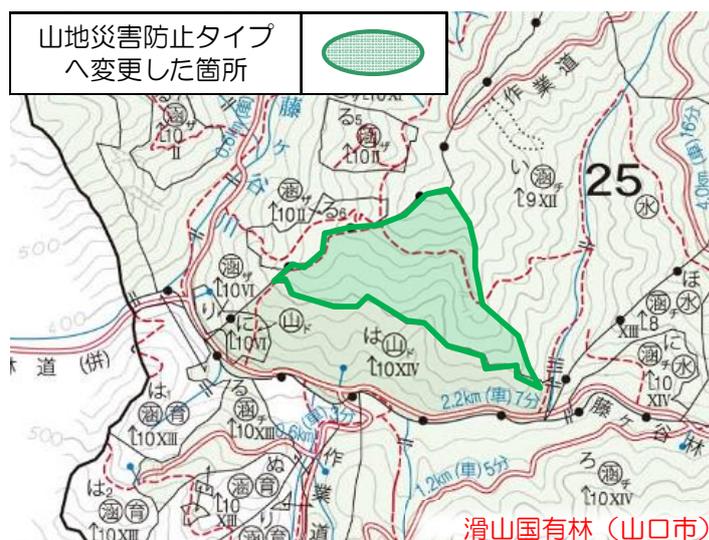
2 計画策定にあたってのポイント

(1) 災害に強い国土基盤の形成に向けての機能類型の変更

気候変動による豪雨の増加等に伴い、山地災害が激甚化・多様化していることを踏まえ、事前防災・減災の観点から、山腹崩壊危険地区に指定された6箇所（13.34ha）を「水源涵養タイプ」から「山地災害防止タイプ」へ機能類型を変更しました。

機能類型	新計画 (ha)	現計画 (ha)	現計画比 (ha)	国有林 (市町村)
山地災害防止タイプ	104.50	91.16	+13.34	滑山（山口市）

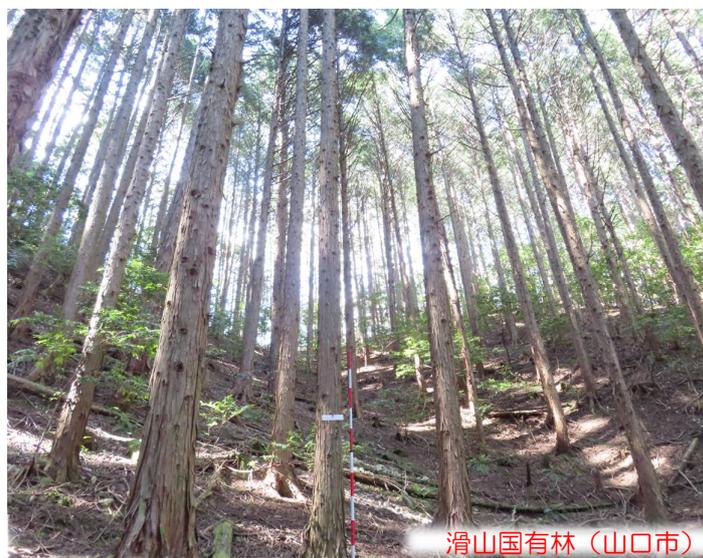
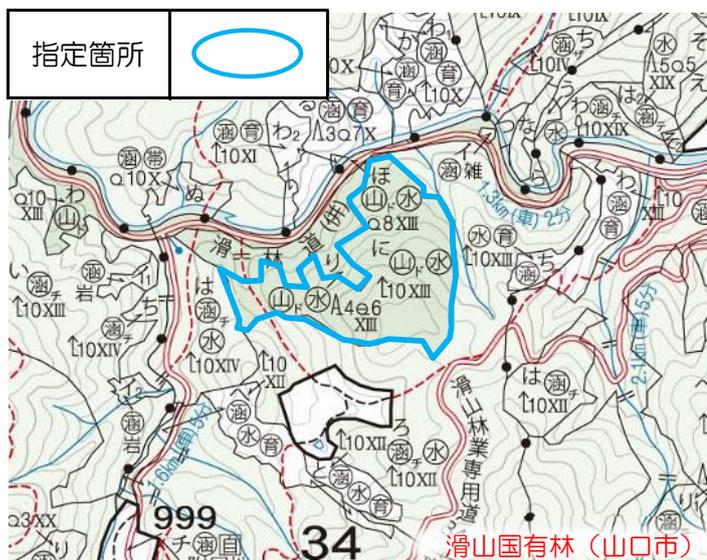
【山地災害防止タイプへ変更したな国有林】



(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定

山地災害の発生により人命・施設への被害のおそれがあると認められ、かつ、急傾斜地にある又は地形等から森林作業道等の作設が不適切であることが明らかな森林については、「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林」として計画区内で21.00haを指定し、搬出の方法は原則として架線集材によることとします。

【森林の土地の保全のため搬出方法を特定する必要がある森林として指定した代表的な国有林】



3 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

主要事業量（令和7年度～令和11年度：5か年）

森林の有する公益的機能を持続的に発揮させるため、746ha（9.3万㎡）の間伐を実施し、間伐材の有効利用に努めます。

また、206ha（7.4万㎡）の主伐を実施します。

事業区分		新計画	現計画	増減事由
伐採総量	主伐	206ha（73,937㎡）	155ha（55,382㎡）	複層林誘導のための伐採指定の増
	間伐	746ha（92,594㎡）	803ha（93,977㎡）	間伐対象林分の減
更新総量	人工造林	229.04ha	158.66ha	主伐の増加に伴う増
	天然更新	—	—	—
保育総量	下刈	693.03ha	522.69ha	人工造林の増加に伴う増
	除伐	61.79ha	38.63ha	対象箇所増加に伴う増
林道事業	開設	2,770m	4,250m	森林整備箇所に応じた減
	改良	13m	—	修繕箇所の増加に伴う増
治山事業	保全施設	5箇所	2箇所	荒廃地等復旧対象箇所の増加に伴う増
	保安林の整備	—	—	—

注1 主伐とは、利用期に達した樹木を伐採し収穫すること。間伐と異なり伐採した後に更新を行う。

注2 間伐とは、育てようとする樹木どうしの競争を軽減するため、混み具合に応じて一部の樹木を伐採すること。

注3 更新とは、伐採等により樹木がなくなった箇所において、植林を行うことや自然力の活用等により森林の世代が替わること。

注4 除伐とは、育てようとする樹木の生長を妨げる他の樹木を刈り払う作業。通常、育てようとする樹木の枝葉が互いに接する状態になるまでの間に行う。

4 国有林野の維持及び保存に関する事項

（1）森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

松くい虫の森林病虫害による森林被害については、周辺民有林関係者と連携を密にして、被害の未然防止、早期発見・防除に努めます。

実施に当たっては、自然環境の保全に十分留意するとともに地元自治体、地元自治体等と連携を図り、関係者が一体となった被害のまん延防止対策の実施に努めます。

【 請負事業体による樹幹注入の様子 】



滑山国有林（山口市）

【 樹幹注入された滑マツ 】



滑山国有林（山口市）

(2) 巨樹・巨木の保護

次世代への財産として健全な形で残していくべき巨樹・巨木について、地域住民による自主的な保全活動の推進を含め、表示板の設置、周辺森林環境の整備等の保護活動に努めます。本計画区には、国有林の代表的な巨樹・巨木として「森の巨人たち百選」に選定された「三本杉」があり、地元市町村等との連携の下、適切な保護管理に努めます。

【三本杉（樹高約46m、幹回り約5m）】



【地元団体等による三本杉周辺施設の整備】



5 林産物の供給に関する事項

木の文化を支える森づくり

民有林からの供給が期待しにくい世界文化遺産等に指定されている歴史的木造建造物の修復用材を供給するため、将来の修復用材の確保・供給を目的として、国有林内に現存するケヤキ、クスノキ、クリのうち大径材育成が見込める箇所を「文化財継承林」に設定しています。

本計画区においては、ケヤキの「文化財継承林」を設定しています。

【文化財継承林内のケヤキ】



6 国民の参加による森林の整備に関する事項

森林環境教育の推進

国有林の豊かな森林環境を子どもたちに提供するため、学校、自治体、NPO、森林インストラクター等多様な主体と連携しながら、森林と人とのふれあいの場の提供や森林環境教育に取り組みます。

【地元イベントでの紙芝居上映の様子】



【地元小学校への出前講座で年輪を説明する様子】

